

## 浜松市奨学金貸与条例施行規則運用細目

### (趣旨)

第1条 この運用細目は、浜松市奨学金貸与条例(平成17年浜松市条例第179号。以下「条例」という。)及び浜松市奨学金貸与条例施行規則(平成17年浜松市教育委員会規則第21号。以下「規則」という。)の適正な運用を図ることを目的に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この運用細目における用語の定義は、条例及び規則に定めるところによる。

### (貸与の申請)

第3条 規則第2条第1項各号に規定する書類は次に掲げるものとする。

- (1) 規則第2条第1項第1号に規定する奨学生推薦書(第2号様式)は、新たに大学等へ進学する者は出身高等学校等のものとし、在学中の者は在学している学校のものとする。
- (2) 規則第2条第1項第2号に規定する成績証明書は、新たに大学等へ進学する者は出身高等学校等のものとし、在学中の者は在学している学校のものとする。
- (3) 規則第2条第1項第3号に規定する所得証明書は、取得することができるもっとも新しい年度の市民税・県民税所得証明書又は市民税・県民税課税証明書とする。

### (決定の通知)

第4条 規則第4条に規定する決定通知書は、貸与申請を締め切った日から30日以内に送付するものとする。

### (借用誓約書の提出)

第5条 規則第5条第1項に規定する借用誓約書に添付する市税の納税証明書は、取得することができるもっとも新しい年度のものとする。

### (奨学金貸与月額の変更)

第6条 規則第6条第1項の規定により奨学金貸与月額を変更することができる事由は、次のとおりとする。

- (1) 奨学生の生計を主としている者の所得額の状況によるもの
- (2) 授業料等の学費の変更によるもの
- (3) その他やむを得ない事由によるもの

2 標準処理期間は10日間とする。

### (償還の猶予)

第7条 条例第10条第1項第5号の規定により償還を特に猶予すると認めることができる事由は次のとおりとする。

- (1) 卒業(退学)後、進学又は就職準備のため、償還が困難であると認めるとき
- (2) 卒業(退学)後、安定的な雇用に就いていないため、経済的に償還が困難であると認めるとき
- (3) その他やむを得ない事由によるもの

2 前項第1号及び第2号に該当するときは、卒業(退学)の翌月から6ヶ月以内に申請するものとする。

(償還の猶予期間)

第8条 条例第10条第1項各号の規定により奨学金の償還を猶予する場合の猶予期間は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条第1項第1号及び第2号に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続する場合は、改めて猶予の申請をするものとする。
- (2) 条例第10条第1項第3号及び第4号に該当するときは、その事由が継続する期間とする。
- (3) 前条第1項第1号及び第2号に該当するときは、1年以内とする。更にその事由が継続する場合は、改めて猶予の申請をし、1年を限度に更新することができる。

2 標準処理期間は10日間とする。

(償還の免除)

第9条 規則第12条第1項に規定する奨学金償還免除申請があったときの免除基準は、申請があった年度の償還額を12月で除し、その額に事由が発生した日(事由が発生した日が申請日の年度の前年度の2月以前であった場合は、当該事由が発生した日は、申請日の前年度の3月1日とする。)の属する月までの月数を乗じて得た額を償還額とし、その月の翌月以降について免除とする。

2 標準処理期間は10日間とする。

(印鑑登録証明書に関する事項)

第10条 規則第5条第1項に規定する奨学金借用誓約書(第3号様式)、規則第9条に規定する奨学金償還誓約書(第12号様式)、規則第8条第1項第3号に規定する連帯保証人氏名・住所変更届(第8号様式)及び規則第7条第1項に規定する連帯保証人変更承認申請書(第5号様式)に添える印鑑登録証明書は、取得した日から3ヶ月以内とする。

附 則

この運用細目は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この運用細目は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この運用細目は、平成28年4月1日から適用し、この運用細目の適用の日の前にされた申請に係る奨学金については、なお従前の例による。